

えっ! 住民票が コンビニで!?

いつでも!
近くで!
カンタンに!



個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになりました。

サービスが利用できる店舗

- セブン-イレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - ミニストップ 等
- マルチコピー機のある店舗に限りです

取得できる証明書

- 住民票の写し
 - 印鑑登録証明書
 - 所得証明書
 - 課税(非課税)証明書
 - 戸籍全部(個人)事項証明書(※)
 - 戸籍の附票の写し(※)
- ※住所地外の場合も含む。

ご利用可能時間

6:30～23:00

※戸籍全部(個人)事項証明書及び戸籍の附票の写しについては8:30～17:15となります。

💡 ご利用にあたっては、個人番号カード(または住基カード)が必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付**

検索 🔍

または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。<https://www.lg-waps.go.jp>



コンビニ交付及び
個人番号カードに関する
お問い合わせ先は

下田市市民保健課 まで

☎ 0558-22-2215 ✉ shimin@city.shimoda.lg.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。





マイナンバーカードを使って住民票などが コンビニエンスストアで取得できます

8月1日からマイナンバーカードを使って住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書などがコンビニ等に設置されているマルチコピー機から取得できます。

取得できる証明書と手数料

証明書	手数料(1通)
住民票	300円
印鑑登録証明書	
課税(非課税)証明書【最新年度のみ】	
所得証明書【最新年度のみ】	
戸籍謄抄本(全部・個人事項証明書)※	450円
戸籍の附票※	300円

※下田市に本籍がある方

利用できる時間

午前6時30分から午後11時

(年末年始・システム休止日を除く)

ただし、戸籍謄抄本・附票については、午前8時30分から午後5時15分

所得・課税(非課税)証明書については毎年4月～6月中旬までは交付できません。

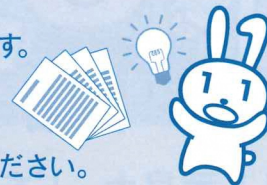
利用できる店舗

マルチコピー機のある
コンビニエンスストアなど

サービス 利用時の 注意



- 住民基本台帳カードやマイナンバー通知カードは利用できません。
- 下田市に住民登録がない方が戸籍を取得する場合は、事前にマルチコピー機から利用申請が必要です。(承認まで5日程度かかります。)
- 15歳未満の方、成年被後見人、戸籍に異動のあった方、同じ住民票に転出予定の方がいる場合は利用できません。
- 暗証番号を3回連続で間違えた場合にはカードが利用できなくなります。
- 返金や証明書の交換はできません。
- ホチキス止めはされませんので、おとり忘れにご注意ください。
- 個人情報保護の観点から取得した証明書の取扱いには十分ご注意ください。



利用するにはマイナンバーカードが必要です

マイナンバーカードは12ケタのマイナンバーが記載されたプラスチック製のカードです。

申請方法

郵送、スマートフォンやパソコンで申請できます。交付申請書と顔写真が必要です。発行までは、1か月ほどかかります。

窓口で カンタンに

申請についてお困りの場合は、市民保健課市民係でお手伝いします。本人確認書類(免許証等)を持ってお越しください。

マイナンバーカードでますます便利に

今後マイナンバーカードを活用して、様々なサービスが受けられるようになります。

例えば…

特定健診
データの閲覧



医療費、薬剤
情報の閲覧



カードを健康
保険証として使用

この機会にマイナンバーカードを申請し、生活に役立たせてみませんか？